



練馬区消費者だより

ぷりずむ

第273号

©2011 練馬区ねり丸

消費トラブル処方せん

「契約」と「解約」に関するクイズ……P2~3

くらしサポート情報

地震が起きて困ること ……………P4~5

お知らせ

オンライン 練馬区食の安全・安心講演会… P 6

警察署からのお知らせ…………… P 6

日常生活での

ヒヤリ・ハット

~幼児編~

ヒヤリ・ハットとは、大きな事故の一手手前のでき事のことです
家庭内や外出時に「危なかったな」と感じたことがあれば、ご家族などと情報共有し、対策を話し合いヒヤリ・ハットをなくしましょう



ドアの隙間に足を挟まれる

子どもが部屋を移動する際、大人だったら入らないドアの隙間に足の指を挟み、爪がはがれてしまった。



チャイルドシートの金具でやけど

炎天下に暑くなった車内に戻り、チャイルドシートを装着する際、金具が熱くなっておりやけどをしてしまった。

安全対策グッズの過信は禁物

子どもの事故防止のために、安全対策グッズを使用している家庭も多いですが、過信は禁物です！

編集・発行 ● 練馬区経済課(消費生活センター)

編集協力 ● 練馬区消費生活センター運営連絡会

練馬区石神井町2-14-1 電話：03-5910-3089

練馬区ホームページ：[練馬区消費生活センター](#)

検索

消費生活相談専用電話 03-5910-4860(月~金 午前9時~午後4時30分) ※土・日曜・祝休日・年末年始を除きます。

「契約」と「解約」に関するクイズ

「契約」というと、相手方と書面を交わし捺印するというイメージがありますが、日常生活の中で、知らず知らずのうちに様々な書面なしの契約をしています。

今回は、クイズに答えながら契約と解約に関する基本的なことを学んでみましょう。

契約の基礎知識

- ① お互いの意思の合致で成立します
- ② 原則として、一方的に解約することはできません

これは契約ですか？

Q1 お店に入り飲み物を注文し、店員が「はい」と言った。

- ① 契約となる
- ② 契約ではない

答え ①

お互いが合意すれば口頭（口約束）でも契約となります。

Q2 自動販売機（機械）で飲み物を購入した。

- ① 契約となる
- ② 契約ではない



答え ①

相手方が機械であっても、金額と、どのような商品が出てくるかが表示されていて、それに対して納得しお金を払う行為は契約となります。

Q3 ネットショップで商品を購入した。

- ① 契約となる
- ② 契約ではない

答え ①

商品説明を見て納得し、自らの意思で購入したので、契約となります。

これは解約できますか？

Q1 宅配ピザを注文したが、用事ができて不要となった。受取前なので、連絡すれば注文を取消す（解約）ことができる。

- ① できる
- ② できない



答え ②

契約しているので、自己都合により、一方的に解約することはできません。

Q2 お店で購入した商品を返品したいが、断られた。返品できないのか。

- ① できる
- ② できない

答え ②

お店で購入した場合は、クーリング・オフの対象外です。
返品を受けてくれる場合は、お店側の好意です。
必ずしも返品できるとは限りません。

Q4 テレビショッピングで購入した商品は、クーリング・オフできる。

- ① できる
- ② できない



答え ②

テレビショッピング等の通信販売は、クーリング・オフの対象外です。
返品ができるかどうか、また、その条件についての特約があれば従い、特約がない場合には商品を受け取った日を含め、8日以内であれば返品できます。なお、返品費用は消費者負担になります。

Q3 期間が6か月、12万円のエステティックサービスの契約をしたが、クーリング・オフで解約したい。

- ① できる
- ② できない



答え ①

クーリング・オフができる取引は法律で定められています。
エステティックサービスで、契約金額が5万円を超え、かつ契約期間が1か月を超える契約は、クーリング・オフが適用されます。契約書面を受け取った日を入れて8日以内であればクーリング・オフによる契約の解除が可能です。期間を過ぎた場合は、中途解約が可能です。

注意

- ・ 一度契約すると、原則として、一方的に契約を解除することはできません。
- ・ クーリング・オフは、訪問販売や電話勧誘などの不意打ち的な勧誘で契約した場合や、継続的なサービス提供に関する契約など、限られた契約にしか適用されません。
- ・ 契約前によく考え、内容等を理解してから契約しましょう。



契約に関し、疑問や不安を感じた際は、迷わず

練馬区消費生活センター にご相談ください。

☎ **03-5910-4860**

月～金曜日 午前9時～午後4時30分

(土・日曜・祝休日・年末年始を除く)

※個人間の取引に係るトラブルは受けできませんので、自治体の無料法律相談等をご利用ください。

地震が起きて困ること

いつ起こるかかわからない地震。実際に大きな地震が発生したら、どんなことが起こり、どんなことに困るのかを、みんなで考えてみましょう。

非常用トイレって必要？
水が流れるならいいんじゃない？!

いつ起こるかかわからない地震。
実際に起こってしまったら
どんなことに困るでしょうか？



暗かったら何も見えなくて困るよ

水・食糧も必要だよ。
薬も飲めないし

うちは特別に非常食を用意してないんだけど…

家族と連絡取れなくなるんじゃない？
不安だし心配だわ



非常用トイレって必要？ 水が流れるならいいんじゃない？!



災害用簡易トイレを準備しましょう。トイレは使わないように。(くわしくは)
目安として、
トイレ回数1日5回×7日分×家族の人数
仮に4人家族だと5×7×4=140回分
復旧が長引いた時は、避難拠点等を利用しましょう。



トイレは流せても使わない!!

地震によりトイレの配管が損傷しているかもしれません。
大きな地震が起きたら確認が取れるまで水は流さないこと!

下水道の配管は、どこかに破損があっても、家庭では破損に気づかず流すことができってしまう場合があります。しかし、どこかで詰まり逆流するかもしれません。

トイレは確認が取れるまで、流せても使わないようにしましょう。





暗かったら 何も見えなくて困るよ



暗い中では人は動けません。無理に動けば怪我の恐れもあります。やはり懐中電灯やランタンなどの明かりは必要です。

普段から使うものではないですが、いざという時に使えなくては意味がありません。電池の使用推奨期限や液漏れなどしていないか、定期的に確認しましょう。使っていなくても放電していることもあります。本体にセットしている電池以外に予備で備蓄しているものもチェックしましょう！



水・食糧も必要だよ。 薬も飲めないし



近年の非常食は保存年限の長いものが増えてきました。ただ、保存年限の長いものを準備して安心していると、賞味期限切れなんてことも…。

そのようなことにならないように、年に一度くらいは実際に食べてみませんか。非常時に普段食べられないものだと、抵抗がありますよね。定期的に消費、補充し、期限切れの無いように、上手に備蓄をしましょう。



家族と連絡 取れなくなるんじゃない？ 不安だし心配だわ



スマホや携帯電話をうまく活用しましょう。災害時に電波規制になっても、メールなどは時間はかかりますが、やり取りできる可能性があります。他にも情報が取れたり、ライトが使えたりします。

普段から余裕を持った充電をしておきましょう。更に携帯バッテリーがあると安心です。ただし、携帯バッテリーも電池と同じように放電してしまうこともありますし、膨れたり、熱くなっていたら使わないようにしましょう。

伝言ダイヤル171も有効です。毎月1日、15日に体験利用できるので、練習しておくといいでしょう。



うちは特別に 非常食を用意して ないんだけど…



冷蔵庫に入っているものを優先順位をつけて消費するようにしましょう。

停電の場合は、傷みやすい食材から使うようにしてください。乾麺やレトルトの保存食も非常食として使えます。

加熱が必要なときは、カセットコンロが便利です。それなら家にあるという方もいると思いますが、燃料のカセットボンベの使用期限に注意してください。見落としがちなのがカセットコンロにも使用期限があることです。製品によって違いはありますが、製造年月日から7年～10年のものが多いようです。確認してみましょう。

あと便利！

蓄光シール：懐中電灯などに貼っておくと、突然の停電でも見つけやすくなります。

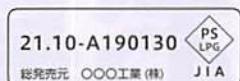


小銭を用意：停電時は現金が有効です。キャッシュレス決済ができなくなりますので、現金をこまかく準備しておけば、お店で買い物もしやすくなります。公衆電話を使う時にも有効です。

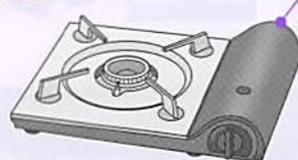


使用期限は
缶の底に表示

使用期限は
背面のシール
に表示



(例)
21年10月の場合



お知らせ

オンライン練馬区食の安全・安心講演会 <冷凍食品を活用してみよう！～衛生☆時短な料理上手～>

日時 令和4年10月29日（土）14時から15時45分まで（予定）

形式 ZOOMによるリモート配信

定員 リモート定員100名（先着順）

費用 無料（通信料はご負担ください。）

①講演1 「冷凍食品の特性と活用」

講師：一般財団法人日本冷凍食品協会

②講演2 「冷凍食品の衛生」

講師：一般社団法人東京都食品衛生協会

③質疑 参加者から事前に寄せられた質問に対して、講師等が回答します。

申込

電子メールで①食の安全・安心講演会（講演会名）②住所③氏名（ふりがな）④電話番号⑤メールアドレス⑥参加人数⑦冷凍食品の衛生に関する質問を、10月21日（金）（必着）までに、練馬区役所内生活衛生課食品衛生担当係 SEIKATUEISEI02@city.nerima.tokyo.jp へお送りください。

【問い合わせ】練馬区保健所 生活衛生課 食品衛生担当係 電話：5984-4675



警察署からのお知らせ

ATMでの詐欺被害発生中！



ATM周辺での
携帯電話の通話はやめましょう！
社会で高齢者の詐欺被害を防ぐため、
携帯電話の通話はご遠慮ください。



練馬警察署・光が丘警察署・石神井警察署

キャッシュカードを騙し取る詐欺多発！

警察官が来ても
銀行員が来ても

あなたの

キャッシュカードを
渡さないで！



練馬警察署・光が丘警察署・石神井警察署

※【ぶりすむ】の録音版・点字版（視覚障害者用）を制作、貸出しています。詳しくは「NPO法人点訳・音声訳集団 一步の会」TEL・FAX 03-3577-5666

広告 下記広告の内容に関するお問合せは、区では受け付けておりません。直接広告に掲載されている連絡先へお願いします。

お墓の引越し

詳しく解説した
準備ガイド
プレゼント

通話無料 365日年中無休 9時～17時



メモリアルアートの大野屋

お問合せ
資料請求先

0120-02-8888

大野屋 墓じまいQ

こちらから、墓じまい費用の
概算計算ができます▶

